

山形県個人情報保護運営審議会への諮問の概要

事務名	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への個別のお知らせ		
実施機関	山形県知事（担当課：健康福祉部健康福祉企画課）	諮問年月日	令和元年11月7日
概要	協議事項	必要性	主な論点
協議事項 1～3 についての 審議会の 意見を求 めるもの。	1 個人情報の本人収集の原則の例外について 収集先 ・市町村 ・障害者支援施設等の施設長、民生委員等	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給の対象見込者は、既に高齢であったり、障がい有していることなどから、同法が施行されたことや自身が対象となり得ることを知り得る状況にない可能性が高いことが考えられる。 こうしたなかで、一人でも多くの方に一時金支給に係る情報をお知らせするために、対象見込者の現住所、現在の状況、家族状況等を把握する必要がある、これらの個人情報について、県が保有している情報をもとに、市町村から収集する必要がある。 また、市町村から収集した情報をもとにお知らせをしていくにあたり、対象見込者が一時金支給の対象となり得ることを認知できるか否か、認知できない場合には成年後見人、親族の情報を把握する必要がある。この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所していれば当該施設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から対象見込者に係る個人情報を収集することが必要となる。	左記の個人情報の収集は、山形県個人情報保護条例第5条第2項第9号本文「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由がある」場合に該当すると認められるか。
	2 センシティブ情報の収集禁止の例外について	旧優生保護法一時金支給法の個別のお知らせのために市町村から対象見込者に係る個人情報を収集するにあたり、対象見込者本人や家族の情報に関し社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集することが必要な場合がある。	左記の個人情報の収集は、山形県個人情報保護条例第5条第3項第3号の「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができない」場合に該当すると認められるか。
	3 個人情報の利用及び提供の制限の例外について 提供先 ・対象見込者の成年後見人又は親族 ・障害者支援施設等の施設長、民生委員等	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への個別のお知らせにあたり、対象見込者が一時金支給の対象となり得ることを認知できるか否か、認知できない場合には成年後見人、親族の情報を把握する必要がある。 この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所していれば当該施設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から対象見込者の情報を聞く必要がある、この際、対象見込者の個人情報を提供することが必要となる。 また、成年後見人、親族に一時金支給の情報を伝える際にも、対象見込者の個人情報を提供することが必要となる。	左記の個人情報の提供は、山形県個人情報保護条例第6条第1項第8号の「個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由がある」場合に該当すると認められるか。